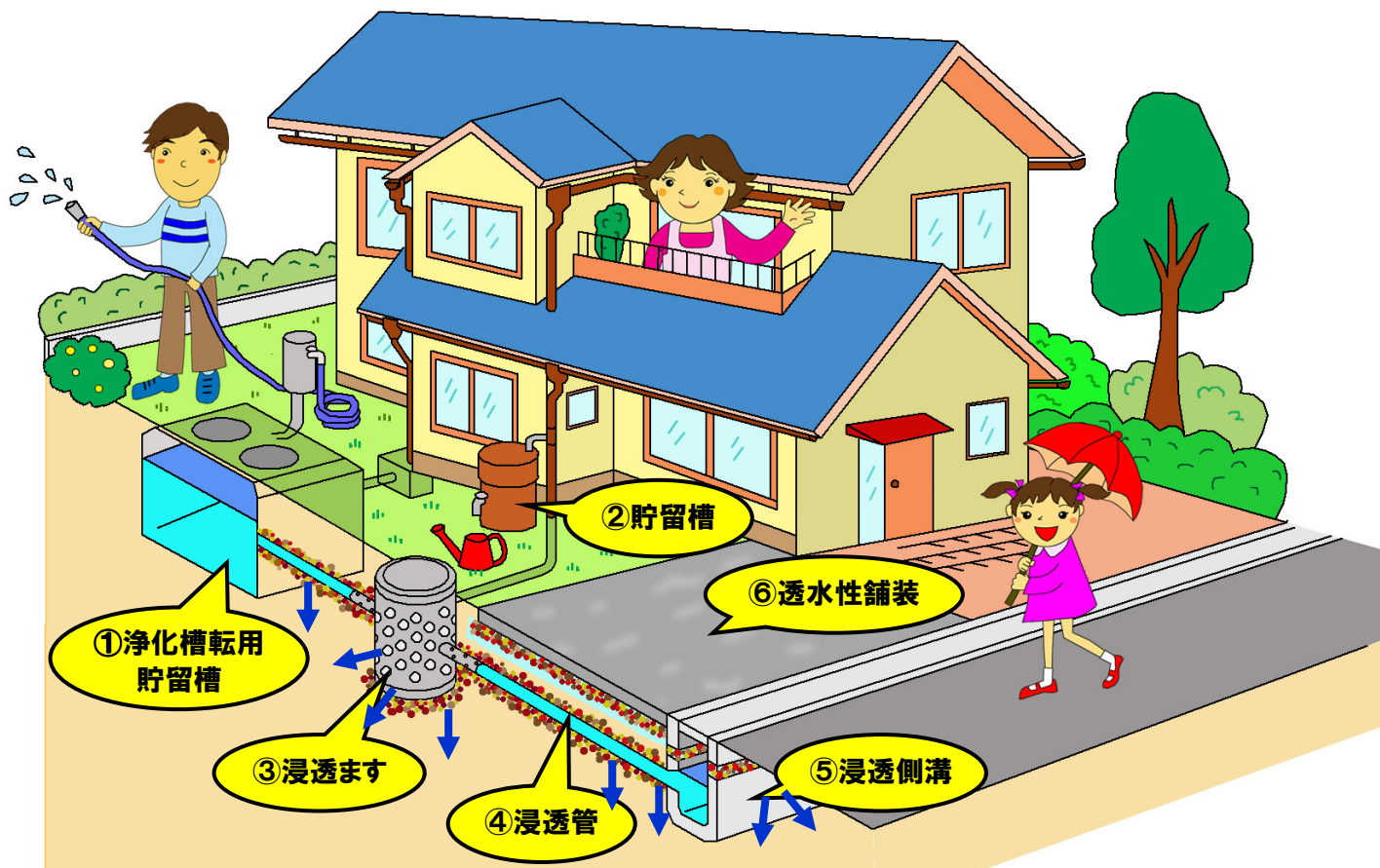


雨水を貯めたい、浸透させる 施設の設置に補助をします

～ 碧南市雨水貯留浸透施設設置事業補助金のご案内 ～

◆ 目的 ◆

宅地内に雨水貯留浸透施設を設置することで雨水の流出抑制と地下浸透を推進し、浸水被害の軽減や雨水の有効利用、そして良好な水循環を目的としています。



◆ 補助対象施設と補助金額 ◆

施設名	区分	補助率	限度額	備考
① 浄化槽転用貯留槽		対象経費の2/3	75,000円/基	
② 雨水貯留槽	80ℓ以上 200ℓ未満	工事費の1/2	18,000円/基	2基まで補助可能
	200ℓ以上		25,000円/基	
③ 雨水浸透ます	口径又は内法 200mm以上	工事費の1/2	9,000円/箇所	
④ 雨水浸透管	口径 50mm以上	工事費の1/2	3,000円/m	
⑤ 雨水浸透側溝	内幅 240mm以上	工事費の1/2	8,000円/m	
⑥ 透水性舗装	面積 10㎡以上	工事費の1/2	1,000円/㎡	

- ※ 補助申請額は 1,000 円未満は切り捨てとなります。
- ※ 一団の土地に対する補助額の上限は 150,000 円です。
- ※ 各施設の構造基準については下水道課にお問合せください。

◆ 申請手続き等の手順 ◆ (申請される方 下水道課)

1 施設の計画 (下水道課への相談)

↓ 設置を希望する施設の内容や設置する箇所についてご相談ください。
土地の状況により設置に適さない施設があります。



2 補助金の交付申請
(様式は下水道課のホームページから入手できます)

↓ 申請書に ①案内図 ②平面図及び施設の構造図 ③見積書の写し ④着手前の写真
⑤市税を滞納していないことを証する書類 ⑥土地所有者の承諾書(借地の場合)を添付して提出します。
資材を購入する前に必ず申請してください。

3 補助金の交付決定

↓ 市にて申請内容を審査し、交付が適正であれば補助金交付決定通知書にて通知します。

4 設置工事の実施

↓ 交付決定通知書が届いてから資材の購入及び工事に着手します。
施工状況の写真を撮影します。
工事の内容に変更や中止がある場合は手続きが必要です。



5 設置工事の完了

↓ 資材の購入先や設置業者等から領収書を受け取ります。
設置工事完了後の写真を撮影します。

6 実績報告書の提出

↓ 工事の完了後14日以内に実績報告に ①案内図 ②施工状況及び完了の写真
③領収書の写し を添付して提出します

7 補助金交付額の確定

↓ 実績報告書の審査(市職員による現地検査を行う場合もあります)
にて適合であれば額の確定通知書にて通知します。



8 補助金の請求及び管理に関する協定書の提出

↓ 補助金の請求書とともに施設の管理に関する協定書を提出します。

9 補助金の交付

↓ 請求書に記載された金融機関の口座に補助金を振り込みます。

10 施設の維持管理

雨水の貯留浸透機能を保持するため清掃や土砂除去などの適正な維持管理をします。

設置した施設は補助金の交付を受けた後、7年間は適切に使用を継続します。

《問合せ先》

碧南市開発水道部下水道課管理業務係 TEL 0566-95-9911

ホームページ http://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/kaihatsu_suido/gesuidou/5/1177.html